

---

## 令和6年度第2回奥州市自治基本条例推進委員会 会議要旨

---

◎開催日時 令和7年3月13日（木）午後1時30分から3時27分まで

◎開催場所 奥州市江刺総合支所 4階 特別会議室

◎出席委員 8名

（事務局） 地域づくり推進課 3名

◎ 会議の要旨

◆開会前 奥州市民憲章唱和

1 開会 事務局

2 挨拶 会長

3 協議（発言の要旨）

協議の進行は、この委員会の設置要綱の規定に基づき会長にお願いします。

(1) 令和7年度市民参画手続の実施予定について

### ① 第3次奥州市総合計画の策定（実施予定）

担当課説明（政策企画課）

◎委員）皆さま、事前に資料が配布されているので目を通していただいていると思いますので、ご質問ご意見をお願いします。

◎委員）総合計画審議会の委員が変わるということだが、条例では40人以内となっているが、実際には22人となっている。以前、総合計画審議会ではなかったが、委員を減らしすぎだと思いを述べたことがある。今回の総合計画審議会で、地域会議から選出されている1号委員は各地域から1人ずつだが、以前は2人ずつだった。減らす必要があったのか聞きたい。なぜかという、1号委員の中から会長が出るが、例えば水沢地域から会長が出ていると、水沢地域からの意見が出しづらいと思う。また、女性団体から委員が出ていないのも疑問である。

⇒担当課）総合計画審議会は1時間半から2時間の協議の中で、現行の22人でも意見を出していただくにも時間が足りない。30人、40人ともなればお一人お一人の意見を聞くのが現実的に難しい。会長の地域の意見が反映されにくいとのことだが、実際の審議会においては、会長の立場で会議を進めながらその地域の話もだしていただいている。また、女性団体からの選出がないとのことだが、2号委員の推薦依頼団体を毎回見直しているが、その中で女性委員を交代で出していただいている。

⇒事務局）女性委員の登用の件ですが、市では男女共同参画を進めており、その登用人数を数値目標にしていますが、私どもの働き掛けも弱く上向いていないことは反省しているということも補足させていただきます。

◎委員）私はこの委員名簿を見たときに、女性が非常に増えている点では私はすごく好感を持っている。せっかくここまで女性が出てきているので、今度はぜひ年齢比を考えてほしい。要は、若い人たちがどれくらい参画しているか、今後30年40年を見たとき、主役になる人たちがいないと、おそらくはて何でしたかなというふうな状況になりかねないと思う。例えば、子どもの権利条例だと、高校生や中学生が必ず来ている。ただし、2、3人しかいないので、私はそれでも足りないと思っている。私としては若い、18、19歳ぐらいの若い人の登用にチャレンジしていただければ、さらに進んだ会議になると思う。まず、そういうふうな経験を積ませる機会をいただければ非常にありがたい。これは意見なので、ぜひ検討してほ

しい。

◎委員) これは非常に良い意見である。

## ② 第4期地域福祉計画の策定（実施予定）

担当課説明（福祉課）

◎委員) この地域福祉計画策定委員会の構成員は、地域福祉推進市民会議の委員さんをお願いするということでしょうか。

⇒担当課) はい、そのように予定している。

⇒委員) 計画策定委員会委員の要件と、地域福祉推進市民会議委員の要件はイコールということか。

⇒担当課) 資料として添付している地域福祉推進市民会議委員の名簿と、評価シート下欄の計画策定委員会の委員構成を見比べていただくと構成所属団体が同じであり、市民会議の委員に計画策定委員会委員を委嘱することが可能と考えている。そもそも、市民会議委員は市地域福祉計画と、社会福祉協議会でやっている地域福祉活動計画とのリンクがとれているかの話し合いに参加していただいているので、地域福祉計画に深く関係している方々である。そのため、市民会議委員の方々を計画策定委員会委員に委嘱することで十分だと考えている。

⇒委員) 十分かどうかではなく、要件を満たしているか、ということではないか。この市民会議の名簿の方々が、計画策定委員会設置要綱第3条の（1）から（18）までの方々が含まれているか、要件を満たす方がいるということか。

⇒担当課) そのように考えている。

◎委員) この評価シート中、①番の附属機関に、米印で委員の委員ありとなっている部分だが、対象者等を「20歳以上の市民」としている理由はあるか。法律が変わり18歳以上が成人となっている。18歳と19歳が抜ける理由を教えてほしい。

⇒担当課) その辺の考えまで至らなかった。前の基準の20歳以上で作っていたので、成人と言われる18歳以上にするとということで、検討したいと思う。

⇒委員) ということは、別に限定するということではないのか。

⇒担当課) そのとおりである。

⇒委員) 基本的には成人であればいいということか。

⇒担当課) 一般常識というか知見を持っている方であればいいと思う。

⇒委員) 公募委員に18、19歳が申し込んでも排除されることはない、ということか。

⇒担当課) そのとおりである。

## ③ 第3期奥州市障がい者計画の策定（実施予定）

担当課説明（福祉課）

◎委員) 策定委員会の委員のところ、設置要綱では20名となっているところに18人だが、名簿を見ると全員が会長、代表者、施設長など偉い方たちばかりである。あと2人を入れるとしたら、障がい者サービス利用者、またはその家族の方1人と、ボランティア団体から1人入れば、ちょうど20人になると思う。障がい者の家族の方や、障がい者の方でもこの策定委員会に出席し、発言できる方ならいいのではないか。そういう方が入らないで、偉い方たちだけで決めるということではいいのかなという感じがする。

⇒担当課) 添付資料の名簿は前回のもものだが、当事者の家族についてはNo.3に家族会の方、またNo.1に身体障害者福祉会の役職員の方が委員として入っている。ここの部分で当事者の方にも参画をいただいている。前回18名なのであと2名増やしてはというご意見だったが、この場で検討しますとは、お答えできかねる。

⇒委員) ここでやります、という返答がほしいわけではない。

⇒担当課) こういうご意見があったということを内部に報告させていただく。

⇒委員) とてもいい意見なので、内部で検討してほしい。

◎委員) アンケート調査について、回収率を上げるために、場合によっては関係事業者、主に相談機関に聞き取りもするという事だった。場合によってはということには、こういう場合は聞き取りをするとか、具体的に決まっているのか。当事者に聞く場合、聞き方に配慮というか、本人が答えたいけれども、親が該当するということもあるかもしれないし、それこそ策定委員に入れなくても本人が回答したいという場合もあるだろうから、その聞き取りということが結構大事なのかなと思う。もしその、具体的に相談機関もどのぐらいあるのかもわからないが、このアンケートは計画を立てる上でとても大事だと思う。当事者が委員に入りにくいのであればなおのことこのアンケートが重要だと思うが、何か具体的に考えていることはあるか。

⇒担当課) アンケートについては令和3年度、当時者を対象に自立支援協議会でアンケートを行ったところ、500人ぐらいから回答をもらった。市内には相談支援事業所が現在10カ所あり、その10カ所の相談支援専門員さんと私たちとで手分けしてアンケートを集めたという経過があり、回収率をある程度確保できたという成功事例がある。そういった経験を踏まえ、ただアンケート用紙を送って、何の通知かわからなかったり見過ごしたりということがないような形でフォローしたいと考えている。

⇒委員) やり方がある程度決まっているというか、回収率を上げるための方法があるのであればいいと思う。

#### ④ 奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直し（実施予定）

担当課説明（保育こども園課）

◎委員) 今後のことは未定ということだが、この当事者、主に対象となる方々は残念ながら市の広報紙を見たりとか、パブリックコメントに答えたりするような年齢ではないのかなと感じている。だからどうすればいいということも難しいが、そのあたりに配慮していただくといいと思う。

⇒担当課) 子どもさんが入られている施設を通じて、保護者の方に周知し、ご意見をいただくことを考えている。また、このような説明会を実施しますということもアナウンスしながら、より多くの皆さんからご意見をいただきたいと考えている。

◎委員) 平成29年度に策定した施設再編計画をもとに、令和3年度に実施計画となるロードマップを策定。今回それを見直すという説明だった。この令和3年度に策定した実施計画というのは令和3年度から始まって、何年間の計画か。

⇒担当課) ある程度この時期までにこういうことをするというのは、今年度までに大体実施してきた。再編計画の中では今後、他の施設についても、時期は未定だが、あり方については検討していくという計画になっていたのも、その辺の具体的な内容と、時期について今回見直し、計画をつくるという考えである。

⇒委員) 今年度終わる計画を見直し、新しい計画をつくるということか。

⇒担当課) あくまでも施設再編計画に基づいて、いつ、こういうことをしていく、この施設はこうするという実施計画がロードマップなのですが、そこできちんと時期を示していなかった施設について、状況も変わってきているので、現況に合わせ、今残っている施設をどのように進めていくか、運営していくかという計画をつくるものである。

⇒事務局) ロードマップ自体は令和6年度までということか。

⇒担当課) 令和6年度までということではなく、ロードマップはずっと継続されているものであるが、まず時期が決まっている計画については一区切りついたので、今後また、いつまでにこういうことをするという時期や内容を決めていくということ、7年度につくりたいということである。

- ⇒委員) 市民参画手続の具体的な時期やどのようにするというのが未定なのか。
- ⇒担当課) 市民説明会やパブリックコメントを実施する時期が今の時点でまだ決まっていないが、7年度の早い時期には行いたいと考えている。
- ⇒委員) 7年度の早い時期に行いたいが、今はまだ、いつやるかということが決まっていないということか
- ⇒担当課) はい、明確には決まってない状況である。
- ◎委員) 関連で今の説明で聞きたいことは、資料の最後、ロードマップの見直しについてという資料によると、公共施設は6年度で8施設あるが、これらの施設を今後どういう方向にするか7年度に方向性を見いだすため、アンケートなどをとる。具体的に言うと、統廃合もありうるということか。
- ⇒担当課) そのとおりである。私立の施設もあるので、そちらに任せる部分は任せて、公立の施設は縮小していくというような計画を7年度中につくりたいというものである。
- ⇒委員) 新しく建てた施設もあるが、問題は施設がなくなったところの子ども達はどうするのだということ。実際すごく遠くなっているところもある。小学校もそうなんだけど。その辺をどういうふうにするのか。ただ募集して、親御さんが送迎すればいいという発想ではない。その辺を今度どういうふうに盛り込むのが課題であると思う。
- ⇒担当課) はい。
- ◎委員) 市民説明会について、今までに実施した結果とか事業報告みたいなもので、説明できる内容はあるか。要はその実績、この市民説明会の内容が未定となっているので、それば前回の事例でどんな問題があったかなど、簡単に説明願いたい。
- ⇒担当課) 令和3年度のロードマップ策定のときに各地区で説明会を実施したが、その当時はまだ施設が多かったので、それを統合するとなると、先ほどの委員さんの発言の通り、通うのに大変だという声があったので、その辺の意見を加味しながら、保護者にも極力負担がかからないような形で、どこに集約するか、どこに新しく施設を建てるというような計画をつくった。
- ⇒委員) 実際に市民説明会を実施して、そしてそれをそういうふうにしたという実績はあるということですね。
- ⇒担当課) はい。
- ⇒委員) ここからは意見ですが、先ほどの委員さんが言った通りだと思う。ということは、前回のそれが果たして本当に生きていたかどうかということの検証はしたのか。してないでこれがまたさらに未定でこの委員会にあがってきているということは、これからですね。ここから立てるということになる、おざなりになってまた同じことの繰り返しになるようで、私は心配だと思う。今から7年度中に実施することは結構大変ではないか。そこで何とか実施して、いい方向にということとは多分難しいと思う。難しいと思うので、どうするのかなというところ。このパブリックコメントとか意見公募とか、これを未定で出している場合ではないと思う
- ⇒担当課) この見直しについては、7年度の新入園児を募集した結果、来年度4月から入所する予定の子ども達が急激に減っていることから動き出したという事情もある。
- ⇒委員) 出生数でも増えてない。
- ⇒担当課) 出生数と、ゼロ歳児の子ども達が今、保育園にあまり入らなくなっているということも現状である。確かに先ほどの委員も言った通り、昨年度の出生率がすごく低く、急激に下がったので、私たちもそこは衝撃を受けており、今年度当初から危機感を持っていたが、実際に7年度の募集をした結果、現実的に入所する子供たちが減っていることを目の当たりにし、より危機感を強めたところである。

⇒委員) 入所者が減ることは出生数から大体分かることで、そのデータはあるはず。これは大体どれくらいの乖離があるかということは、予測はつかないのか。

⇒担当課) 今回については、余りにも激しかった。今までも減ってきてはいたが、その内保育所を利用する子ども達の数はある程度見えていたが、それが急激に割合が減ったということから、今回は予測がつかなかった。

⇒委員) 大変だなということは分かった。

◎委員) 市民説明会と意見公募に出す計画は、子ども子育て会議やロードマップの策定委員会などで検討してから提出するのか。市の方で検討して提出するのか。

⇒担当課) 素案をつくり、保護者さんや地域の皆さんの意見をいただき、また持ち帰ってその計画を直すという予定である。

⇒委員) 委員会とかで揉んでというわけではなく、すぐ提出ということか。

⇒担当課) 素案を見せてっていうイメージでいる。

### ⑤ 新医療センター整備基本構想・基本計画の策定（実施予定）

担当課説明（新医療センター建設準備室）

◎委員) スケジュールを変更したとのことだが、こういう見直しは必要だと思う。

⇒委員) 今日のこの資料を見るとなかなか辛辣だというふうに思った。多分これが評価なんだと思うと、これがそのままいってしまうと私たちのいる意味があるのかとも感じる。もちろん意味がないというつもりは一切ない。この前のシンポジウムについてはYouTube配信を拝見したが、なかなか辛辣なコメントだった。たぶん動画が残っていると思うので、ぜひご覧いただきたいおる

⇒担当課) コメント欄も見ていた。

⇒委員) 私としては、ここにこういうふう書いてあって当然シンポジウムをやることになったのだと思う。中立性が保たれているかということだけ指摘をさせていただきたい。まず、ちまたで言われていることは、コーディネーターは中立でなくてはならないということ。それについては、どう考えているか。

⇒担当課) 事前調整の段階でしっかりとそこをすり合わせする必要があったと。チラシではコーディネーターということで周知をしていたが、実施までの間にファシリテーターという形で今回はこの先生方に出ていただくということになった。このことから、先生の方の認識と、市からのお願いの仕方に少しずれが生じてしまった。アンケートの結果でも、やはり皆さんからの意見として一番多かったのが、その進め方のところで、コーディネーター、ファシリテーターが公平な立場ではないのではないか、これは少しおかしいということでご意見をいただいた。次回開催する際にはその点を踏まえて、開催しなければいけないと思っている。

⇒委員) こういうシンポジウムを開催する際には必ずその立て付けがあると思うが、コーディネーターでも、ましてファシリテーターであればなおのこと中立でなくてはならないと思う。そこでこの方を、しかも市で委嘱している方をお願いするということは、誰から見てもわかるような方をファシリテーターにするということというのは、何でそういうふうになったのかとすごく疑問である。例えば、市民がオンブズマンとかで追及したら、おそらく結構まずいことになんじゃないかと私は思っている。利益誘導だって言われ、誰か否定できる人いるかという話になるんじゃないかなと。そのやりとりを見ても、あんまりその意見を言わせないような感じでただ言いっぱなしで終わっている。このやりとりがYouTubeに残っていると本当に奥州市は大丈夫ですか、民主主義ってなんだろうと、本当にそこまで立ち返らないといけないうらいの内容だと思う。私はそういったことになることが奥州市民としてすごく心配をしている。そして、それを今度チェックするのが私たちだということであれば、今度は私た

ちのチェックも何だったのかというふうに責めに帰す部分も多々あると思う。そこについてはまず、何でそういうふうになってしまったのか、先ほどの説明では、市からの頼み方とファシリテーターの認識にずれがあったということだが、これは公式の見解か。

⇒担当課) この部分について、公式にこうですという発言はしてるものではない。

⇒委員) 議会への説明はどうだったか。

⇒担当課) シンポジウムについては開催前に説明したものだ。そのため、この点については公には発言する場面は特になかった。あとは、この4月に予定している市民説明会において、来場者の方からシンポジウムの感想などの話があると思うが、その中で質問された場合、それに対して回答するということはあるかもしれない。

⇒委員) シンポジウムを開催したことは事実として残っていますし、YouTubeでも配信され動画として残っている。そこで、そのファシリテーターが非常に中立性を欠いていたということですから、それに対する報告というものが多分必要になるのではないかと私は思う。このままなかったことにしましょうということには絶対にならないと思うので、そこはぜひ上の方々にお話をしていただきたい。こういうふうな意見が出たということを報告していただき、例えば何かしらその弁明があるのであれば、説明をしていただきたいと思う。

⇒担当課) まずはご指摘いただいた内容を本日戻ってから上司に報告する。

⇒委員) もし例えば弁明があるのであれば、書面でいただきたい。先ほど述べた疑問を解いていただける資料、または書面等での回答があればお願いしたい。

⇒委員) 書面で出せるか検討していただきたい。

⇒事務局) この件については検討というかですが、この自治基本推進条例推進委員会については市民参画手続についての協議の場であることから、実際のシンポジウムの中身などについてこの委員会経由とするのがいいかどうかも含めて、検討させていただきたい。

⇒委員) この件については、シンポジウムで結構話題になっており、今3月で、5月には計画を決定するという段階で、あと4月に1回だけ懇談会をやるというような状況で大丈夫なのかというところもあるから、その辺のところをしっかりと検証してほしいということかと思う。具体的な内容はどうだったのかということは別にして、この計画についてのシンポジウムに、実際多くの市民が参加している。ここに載っているスケジュールにも入っており、きちんと皆さんの意見を聞けるだけの期間があるのかということもあり、聞いていた。

⇒委員) 今回の説明会は1回ということか。

⇒委員) 4月の市民説明会は6回開催する。

## (2) 奥州市自治基本条例規程の検証について

### 担当課説明（地域づくり推進課）

◎委員) 実際に見てみると、改正しなければならない部分はない。このままでいいのかなと思う。

◎委員) 2年前に奥州市民憲章の講演会に参加し、市民憲章とはこういうものかと、そのときに本当に身近なことなんだなと思った。今日の資料を見ると、流山市は目指すまちづくりという言葉で言っており、当市の場合は奥州市民憲章でうたっているとのこと。また、この委員会の名称は自治基本条例推進委員会であり、内容は市民参画手続について協議する場ということだが、花巻市では市民参画協働推進委員会というとのこと。同じことやっているかどうかは不明ですが。何が言いたいかというと、わかりやすいか、わかりやすすくないかということ。せっかくその“市民憲章”っていうカッコいい名前があるものを“目指すまちづくり”に変える必要はないと思う。ただし、言葉として思うことは、当時この自治基本条例推進委員会というものの中身がわからないままこの委員会に入って来て、初めて市民参画につ

いての委員会だと気づいたので、委員会の名前を変えるというよりも、わかりやすいかわかりにくいかというところが、もしかすると一般の市民の人たちにとってはハードルの高さを少し感じるのかなと思った。

⇒事務局) 委員さんからご指摘の件ですが、なぜ自治基本条例だけでなく、いろいろな案件を見なければならないのか、非常にわかりづらい作りになっていると感じることはご指摘の通りである。いかんせん条例は議会を通してつくるものであり、当時そういう流れになっていたということで、この部分を変えるとなるとハードルが高くなる。わかりづらいということはその通りなので、今後の課題にさせていただきたい。

⇒委員) 市民憲章という言葉はいい言葉だと思うので、変えればいいというわけではないと思う。

⇒事務局) 水沢の人にとっては普通に感じるが、意外に水沢以外の方にとっては市民憲章に馴染みがないのではないかな。市民憲章については当課でもっと普及啓発しなければならないので、その辺も含めて、皆さんにわかりやすく目指すまちづくりなど伝わるように工夫をしていきたいと思う。

◎委員) 市民憲章はぜひ言うようにしたほうがいい。例えば学校で言うべきだと思う。私は奥州市民として生まれ、ここに住んでいるわけですから、学校教育の一番最初に市民憲章が多少あるべきだと思う。時間もそれほどかからないので、ぜひ学校でも取り組んでほしいと言ってもいいのではないかなと思う。あと、自治基本条例の経過の中で、合併云々と最初に書いてある。私はこれを変えろということではないが、奥州市になってから生まれた人たちも多くいる中、私たちは合併前の人間たちなので、すべて合併前の基準でしか考えられない。よって、新しい考え方を持っているのは、合併後に生まれた人たちではないと思うので、そういう人たちが、今度これを抜本的に変えるとか、そうふうな方向性になればいいと思う。もちろん、また5年後に見直しがあるので、そういうふうになってもいいと思う。全国的にみると、5市町村が対等合併したという事例はない。そういった経緯もあり、多分平たんな、平均的な決まり方だと思ったので、次の世代に生まれてきた人たちは多分私たちとは違う。もしかしたら、そういった経緯を超越して、新しいものを創造してくれるのではないかなという思いもあるので、そういったところに私は期待したい。5年後の見直しの際には私も何かもう少し提案しようかなと思っている。

⇒委員) やはり子どもの頃からやっていかないと難しい。確かに大人になってから市民教室ではない。子ども達も市民だから、そこから教えていくことは大事。情操教育の始めみたいなものと思う。

⇒事務局) 市民憲章の学校への浸透についてはあまり気にしていなかったが、そのご指摘はその通りだと思う。ご意見をいただいたということで考えていきたい。

※事務局案のとおり「自治基本条例の改正及びその他の措置を講じる必要なし」と回答することとで一致

### (3) その他

◎委員) 委員会の委員の件だが、似たような委員会のメンバーをこっちの委員にものするというようなものがあつたと思う。ルールが守られていれば特に問題はないが、少し気になったのが、公募ありのケース。他の委員になるときに公募で応募した方が、そのまま別の委員会の委員として委嘱される場合、公募していると言えるのか。要は、その委員会に対して、例えば地域の人たちの話を聞きたいという場合に、違う委員会の公募で委嘱された人たちが入っているとすれば、その委員会で公募しましたと言えるのかということ。説明では公募していますよ、という感じだったが。

- ⇒事務局) 先ほどやりとりの中でも触れられたが、公募委員の募集要項についても精査をさせていただき、紛らわしいというか事実と違うような取り扱いにはしないように事務局としても周知していく。
- ⇒委員) 関連して、先ほどは似たような委員さんだからこうしましたという説明だった。設置要綱なり規則を見ると、ある委員会だって公募委員枠があるのに入っていない。そういうことを言いたいのではなかったのか。先ほどは説明がなかったが。そこで委員が言いたいのは、その委員として公募したのに、同じ人そっくりそっちでも委嘱して、果たして公募した委員と言えるのかということではないか。それは言えないと思う。
- ⇒事務局) 今のご意見につきましては、部長が構成員になっている協働のまちづくり本部会議、これは4月に開催するが、そこで周知徹底するよう伝える。あわせて、途中で話題になった、委員の年齢要件を20歳以上ではなく成人年齢である18歳以上とするようにということについても来月の本部会議で徹底する。
- ⇒委員) 今の公募に関連して、今から7、8年ぐらい前に福祉の方の公募委員をやったことがあるが、そのときも市の公募委員として応募したが、実際は社会福祉協議会で会議が行われる地域福祉会議と市で行われる計画策定会議というものが一緒ですよと最初からうたわれており、そのつもりで出席していた。この地域福祉策定委員会と、社会福祉協議会でやっている計画との同時進行で、両方の委員を兼ねていると認識した上で公募委員に応募したのだが、それが周りから見たときに、公募しているのかということだと思う。ただし、その2つ兼ねることに关しては特に何も問題なかった。むしろ、その通りバランスが取れないと良くないので、同時にやったほうがいい計画なんだろうということは、当時公募委員として委員会に参加して感じてはいた。言われてみれば確かに1人で2つ兼ねていたなとは思った。
- ⇒事務局) 募集要項への記載なども含め、先ほど述べた通り精査させていただく。

#### 4 その他 なし

#### 5 閉会